ご自宅で完結する

確定申告

令和8年9月

東京国税局

自宅で申告書を作成すればこんないいこと

平日に仕事を休んで「確定申告会場」に出向く必要がない♪　ということは・・・

- “確定申告のために”休暇を取得する必要がなくなる　→　従業員（社員）が仕事に専念できる！
- 取得した休暇を、自分や家族のため有効活用できる　→　従業員（社員）がリフレッシュすれば生産性も向上

さらに！　**自宅からe-Taxで提出**　すると・・・

- 申告書の印刷・郵送代が不要！
- 添付書類の提出が不要！（一部の書類を除く）
- 税務署への提出が不要！
- 早期還付！（３週間程度）
- 申告書の控えを電子で確認可能！

職場で周知することがもたらす【波及効果】は・・・

従業員(社員)が「税」のことを知るきっかけに

- 従業員(社員)が医療費控除や寄附金控除(ふるさと納税等)を申告すれば、税負担の軽減(還付金が受け取れるなど)
- 年末調整誤り(扶養控除の適用誤りなど)の防止に

具体的な周知方法

- ポスターの掲示・リーフレットの配布　従業員(社員)への幅広い周知が期待できる！
- 社内LANへの掲載・メール配信　確定申告特集として掲載・配信することで、確定申告に関する疑問をすぐに解決！
- 給与明細書等への掲載　1～2月の給与明細書等に掲載することで、確定申告の失念を防止！

積極的な周知・広報をよろしくお願いいたします！

従業員（社員）の方用

確定申告はマイナンバーカードで自宅からｅ-Ｔａｘ！
さらにマイナポータル連携で自動入力!!

すでに
約 4人に3人 が
e-Taxで確定申告!

給与や医療費、ふるさと納税などの情報を申告書に自動入力・自動計算

書類の収集や入力が不要　→　入力ミスもなく安心　→　申告手続の時短を実現

※ マイナポータル連携のご利用には事前準備が必要です。お早めのご準備をお願いします

マイナポータル経由で取得できる対象はこちら！

収入関係

・給与所得の源泉徴収票※　・公的年金等の源泉徴収票
・株式の特定口座　・生命保険契約等の一時金　など

※ 「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が「給与所得の源泉徴収票」等をオンラインで提出している必要があります。

控除関係

・医療費　・ふるさと納税　・生命保険、地震保険
・社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)
・ｉＤｅＣｏ　・住宅ローン控除関係　など

ｅ-Ｔａｘに必要なものはこれだけ！

・マイナンバーカード
・マイナンバーカード読み取り対応のスマホ
・マイナンバーカードのパスワード２つ
　①　利用者証明用電子証明書　数字４桁
　②　署名用電子証明書　英数字６～16文字

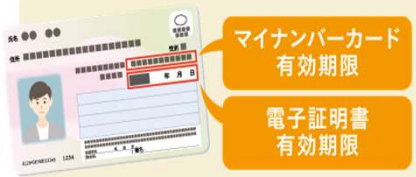

マイナンバーカード及び
電子証明書の有効期限に
ご注意ください

マイナポータル連携・
申告方法はこちら！

確定申告書等作成
コーナーはこちら！

または、作成コーナーで検索

作成コーナー

困ったときは・・・

ご質問を入力いただければ、
チャットボットの「税務職員ふたば」
が回答！

税務職員ふたば

従業員（社員）の方用

各種チラシ・国税庁ＨＰ

確定申告はマイナンバーカードと e-Taxでさらに便利に！

- 初めて確定申告される方
- 確定申告会場（税務署）で申告された方
- 作成コーナーで書面出力し、申告された方

マイナポータル連携の詳しい情報はこちら

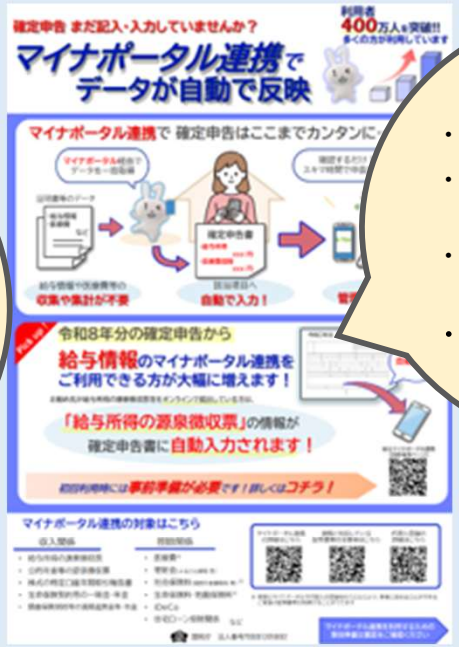

マイナポータル連携すると…

- 医療費の領収書等の集計が不要
- 確定申告書の該当項目へ自動入力
- 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- 書類の管理や保管が不要

こちらを確認ください！
↓↓

資産の譲渡・贈与があった方はこちらもご覧ください！

株式・配当の特定口座取引の確定申告をされる方

不動産売却益の確定申告をされる方

贈与税の申告をされる方

確定申告はご自宅からe-Taxで！

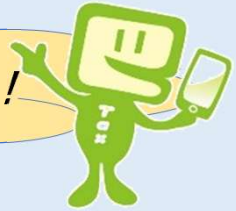
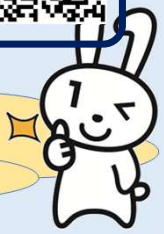
マイナポータル連携で自動入力！